様式第5号(第7条関係)

　　第　　　　　号

　　　年　　月　　日

保全地区内行為許可通知書

　　　　　　　　様

魚沼市長　　　　　　　　印

　　年　　月　　日付けで申請がありました　　　　　　　の　　　　　について、(下記条件を付して)許可します。

記

付記

1　この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に魚沼市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えはできません）に魚沼市（訴訟において魚沼市を代表する者は魚沼市長となります。）を被告として提訴することができます。

3　この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に行政不服審査法に基づく審査請求等をした場合、この処分の取消しの訴えは、当該異議申立て等に対する裁判の送達等を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に魚沼市を被告として提訴することができます。